

# 第1章 計画の概要



# 1. 計画策定の背景と趣旨

## (1) 計画策定の背景

わが国における令和5年（2023年）の出生数は72万7,288人と8年連続で減少しており、統計開始以来、最小の数字となりました。合計特殊出生率についても1.20と過去最低となり、少子化はますます進展している状態です。少子化の主な原因は、未婚率の上昇や晩婚化傾向、夫婦が持つ子どもの数の減少などがあげられますが、その背景として結婚や子育てに対する意識や社会経済状況の変化があります。

子どもをめぐる状況としては、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域における人間関係の希薄化などにより、子育て家庭の負担感や不安、孤立感が増加している状況があります。

いじめや自殺、貧困など、子どもにまつわる課題が複雑化し、従来の省庁縦割りでは迅速かつ適切な対応が難しいという問題意識のもと、子ども行政を一元化して政策調整機能を強化することを目的に、国においては、令和5年（2023年）4月に「こども家庭庁」が発足しました。

また、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、令和5年（2023年）12月には同法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国のこども施策に関する基本的な方針等を示すものです。

さらに、令和6年（2024年）5月には、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策が「こどもまんなか実行計画」として取りまとめられました。

## (2) 計画策定の趣旨

守口市では、平成17年度（2005年度）に「守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年度（2010年度）に「守口市次世代育成支援後期行動計画」、平成27年度（2015年度）からは、子ども・子育て支援法に基づく「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組み、平成31年（2019年）4月には待機児童ゼロを達成するなど着実に子育て環境の充実に努めてきました。令和元年度（2019年度）には「子育て世代包括支援センター」を開設するとともに、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）」を策定し、市民のニーズに合わせた子ども・子育て支援施策の推進に努めてきました。令和5年度（2023年度）には、第二期計画の「子どもの貧困対策編」として「守口市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、包括的な子どもの貧困対策を推進しています。

本市においては、積極的な保育の受け皿拡大を進め、令和6年（2024年）4月1日現在の待機児童（厚生労働省定義）は解消されていますが、依然として保育ニーズは高まっている状況があります。また、子ども・子育て家庭を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、市民の子ども・子育て支援に対するニーズに対応できるよう、さらなる子育て施策の充実を図る必要があります。

そこで、第二期計画の計画期間終了に伴い、第二期計画の基本理念や取組み、成果を踏襲するとともに、「守口市子どもの貧困対策推進計画」における取組みや若者支援も包含する「守口市こども計画」を策定します。

## 2. 国のこども政策の動向

国では、第二期計画期間中に、次世代育成支援対策推進法の改正・延長や、子ども・子育て支援法等の改正などが行われています。本市でも、こうした国の動向に対応した取組みを進めます。

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法改正・延長（令和6年の改正により、令和17年3月31日までに再											
	本市では子ども・子育て支援事業計画及びこども計画に包含して推進											
子ども・子育て支援制度	子ども・子育て支援法等・児童福祉法等の改正など（令和6年に一部改正）											
	第一期	第二期子ども・子育て支援事業計画					第三期子ども・子育て支援事業計画					
保育所待機児童対策	子育て安心プラン			新子育て安心プラン								
放課後児童クラブ待機児童対策	新・放課後子ども総合プラン					放課後児童対策パッケージ						
子どもの貧困解消対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律							こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律				
						本市では第二期計画の「子どもの貧困対策編」及びこども計画に包含して推進						
仕事と子育ての両立	● 働き方改革関連法施行					● 育児・介護休業法改正						

第二期計画策定後の国と大阪府の主な動向は以下の通りです。

年	国	大阪府
平成31年 令和1年 2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」設置</li> <li>■子供・若者の意識に関する調査実施</li> <li>■次世代育成支援対策推進法にかかる行動計画策定指針改定</li> <li>■成育基本法施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府少子化対策基本指針策定</li> </ul>
令和2年 2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新たな子供・若者育成支援推進大綱の在り方について(報告書)</li> <li>■困難を有する子供・若者に対する支援ネットワークの充実化に関する調査実施</li> <li>■新子育て安心プラン策定(R3~6年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府子ども総合計画(後期事業計画)</li> <li>●第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定</li> </ul>
令和3年 2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ヤングケアラーの実態に関する調査研究実施</li> <li>■第3次「子供・若者育成支援推進大綱」決定</li> <li>■こども政策の推進に係る有識者会議 第1次報告書</li> <li>■こども政策の新たな推進体制に関する基本方針策定(こども家庭庁創設)</li> </ul>	
令和4年 2022年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■次世代育成支援対策推進法改正(一般事業主に対する認定制度の改正)</li> <li>■育児休業法改正(出生時育児休業創設)</li> <li>■性と健康の相談センター創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府人権保育基本方針改訂</li> </ul>
令和5年 2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書~「こども大綱」の策定に向けた論点~</li> <li>■「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告</li> <li>■こども基本法施行、こども家庭庁発足</li> <li>■こどもの自殺対策緊急強化プラン策定</li> <li>■「子ども大綱」「こども未来戦略方針」「こどもの居場所づくりに関する指針」「はじめての100か月の育ちビジョン」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの生活に関する実態調査実施</li> </ul>
令和6年 2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改正児童福祉法(子ども家庭センター設置)</li> <li>■こどもまんなか実行計画 2024 策定</li> <li>■育児・介護休業法改正(子の年齢に応じた柔軟な働き方等)・次世代育成支援対策推進法改正(10年間の期限延長、行動計画に数値目標設定義務化)</li> <li>■子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「大阪府子ども施策審議会」、「大阪府青少年健全育成審議会のうち青少年施策部分」を統合し、新たに児童福祉法上の児童福祉審議会にあたる「大阪府子ども家庭審議会」設置</li> </ul>

### 3. 計画の位置づけと期間

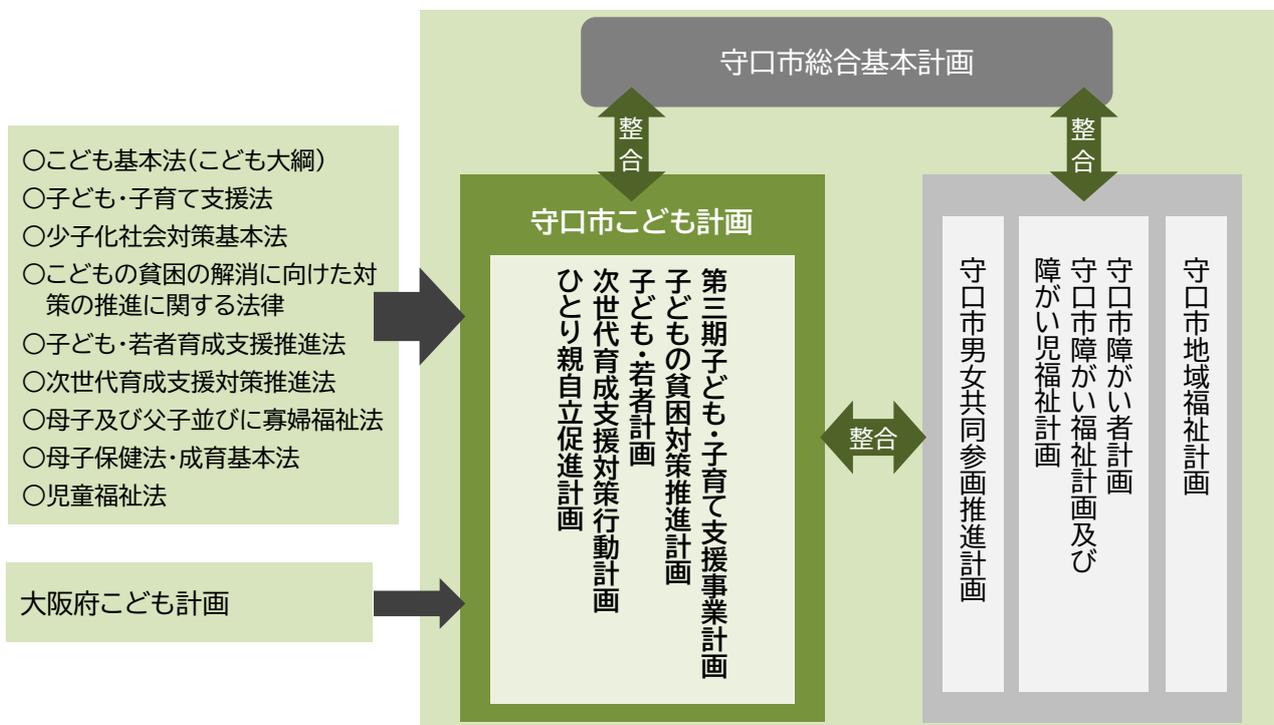
#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、国のこども大綱と大阪府子ども計画を勘案して策定します。また、本計画は、次の計画を包含するものとして策定します。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 市町村子どもの貧困の解消に向けた計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- 市町村ひとり親自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

#### (2) 他の計画との関係

本計画は、「守口市総合基本計画」を上位計画とする部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「守口市総合基本計画」をはじめとするその他の関連計画との整合を図ります。



### (3) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、計画期間中でも必要に応じて検討し、見直しを行います。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第二期守口市子ども・子育て支援事業計画					守口市子ども計画				
守口市子どもの貧困対策推進計画 (第二期計画子どもの貧困対策編)									